






避難情報(警戒レベル)が変わりました!!

警戒レベル4は一本化でわかりやすく「避難指示」

令和3年度の災害対策基本法改正以前の警戒レベル4は、避難勧告と避難指示(緊急)の両方が位置づけられわかりにくいとの課題が顕在化したことから、この度、「避難指示」に一本化されました。

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫 きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	これまでの避難情報等 災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	 災害の おそれ高い <b>ひなんしじ 避難指示</b> ※2	• 避難指示(緊急) • 避難勧告
3	 災害の おそれあり <b>こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化 <b>大雨・洪水注意報</b> (気象庁)	大雨・洪水注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ <b>早期注意情報</b> (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を実際に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

### 避難情報のポイント

#### 警戒レベル5

すでに災害が発生・切迫している状況なので、安全な避難ができなかった場合、直ちに安全確保を行う。

#### 警戒レベル4

危険な場所から全員が避難を行う。

※安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。

※安全な場所におられる方は、避難所や避難場所に行く必要はありません。

#### 警戒レベル3

避難に時間のかかる高齢者等の方が危険な場所から避難を行う。

※「高齢者等」は障がいのある方や避難を支援する方も含まれています。

# 「自らの命は自らが守る」意識を持ち、 自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう

## 行政が指定した避難場所 への立退き避難



## 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

## 安全なホテル・旅館 への立退き避難



## 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない

(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が崩れ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

### ② 浸水深より居室は高い



### ③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※家屋倒壊等氾濫想定区域等で疑問に思われることなどがあれば、八頭町役場防災室にお問い合わせください。

## 緊急安全確保について

- 警戒レベル5 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫し指定避難所等へ立退き避難することがかえって危険である状況であり、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所に移動等する行動です。(崖から離れた部屋に移動するなど)
- 警戒レベル5 緊急安全確保の発令を待つてはいけません。警戒レベル4までに必ず避難してください。